

中之条町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に基づく、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施について、必要な事項を定めるとともに、本町を応援しようとする法人から寄附金を募り、これを財源として地方創生及び持続可能なまちづくりを実現させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき、内閣府総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 中之条町の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、中之条町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附申出書（別記様式第1号）を町長へ提出するものとする。

(寄附金の収受等)

第4条 町長は、前条の規定により寄附対象法人から申出がされた寄附金額のうち、当該申出がされた年度の寄附対象事業の実施に要する費用の範囲内で寄附金の納入を当該寄附対象法人へ要請するものとする。

2 町長は、前項の寄附金を収受したときは、中之条町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附受領証明書（別記様式第2号）を当該法人に交付するものとする。

3 町長は、寄附の受入が社会通念上不適切と認められる場合は、受入れを拒否し、又は収受した寄附金を返還することができる。

(報告)

第5条 町長は、寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を収受した場合には、事業費が確定した後に寄附を行った法人に対して中之条町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業事業費確定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(寄附台帳の作成)

第6条 町長は、寄附金の適正な管理を行うため、中之条町企業版ふるさと納税寄附金台帳（別記様式第4号）を作成するものとする。

(公表)

第7条 町長は、この要綱に基づく寄附を行った法人の名称、寄附金の額等について公表するものとする。ただし、当該法人が希望しないときは、この限りではない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月14日から施行する。

この要綱は、令和7年3月31日限り。その効力を失う。

別記様式第1号（第3条関係）

中之条町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附申出書

年 月 日

中之条町長

所在地

法人名

代表者名

法人番号

中之条町で実施される「中之条町まち・ひと・しごと創生推進事業」に対し、下記とおりに寄附を申し出ます。

記

- 1 寄附金額 金 円
- 2 寄附の活用を希望する事業（下記のいずれか1つにチェックをお願いします。）
 - 地方における安定した雇用を創出する事業
 - 地方への新しいひとの流れをつくる事業
 - 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
 - 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業。
- 3 寄附の公表について（下記のいずれか1つにチェックをお願いします。）
 - 希望する（法人名と寄附額）
 - 希望する（法人名のみ）
 - 希望しない
- 4 寄附金納入予定年月日 年 月 日
- 5 ご担当者様連絡先
 - 【所属】
 - 【氏名】
 - 【電話番号】

別記様式第2号（第4条関係）

中之条町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附受領証明書

年 月 日

様

中之条町長

地域再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明します。

記

1 寄附を活用する事業

- 地方における安定した雇用を創出する事業
- 地方への新しいひとの流れをつくる事業
- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
- 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業。

2 寄附年月日 年 月 日

3 寄附金額 円

別記様式第3号（第5条関係）

中之条町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業 事業費確定通知書

年 月 日

様

中之条町長

年 月 日付で貴社から受領しました、中之条町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業における事業費について、年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 寄附を活用した事業

- 地方における安定した雇用を創出する事業
- 地方への新しいひとの流れをつくる事業
- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
- 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業。

2 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 確定した事業費 | 円 |
| (2) 当該事業に対する寄附の受領額 | 円 |
| (3) うち、貴社からの寄附の受領額 | 円 |

